

## 第39回広島家庭裁判所委員会 議事概要

### 第1 開催日時

令和5年6月21日（水）午後3時から午後5時まで

### 第2 開催場所

広島家庭裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### [委員]

秋田智佳子、池本賢一（新任）、岩崎誠（新任）、岡本有三、小池英樹、高山光明（新任）、中谷智子、森實有紀、山根以久子

#### [説明者]

梅澤美紀首席家庭裁判所調査官、竹田聡次席家庭裁判所調査官、高原正好次席家庭裁判所調査官、矢原洋二家事首席書記官、宮迫教行少年首席書記官、宇野勝浩事務局長、坂東正樹事務局次長

#### [事務担当者]

菱川純也総務課長、大西顕範総務課課長補佐

### 第4 議事

- 1 開会宣言
- 2 委員異動報告
- 3 委員挨拶、自己紹介
- 4 委員長選任
- 5 議事

「特定少年に対する教育的措置について」

#### [事務担当者]

本日の協議テーマに入る前に、前回の家裁委員会では、家事調停におけるウェブ

会議について委員の皆様から多く御意見を頂戴したところです。その後のウェブ会議の実施状況等につきまして、御報告をさせていただきます。

#### [説明者]

前回以降のウェブ会議の実施状況につきましては、お手元にお配りしている資料を御覧ください。

当庁における実施状況は、前回の委員会時点では11件ウェブ調停を行っているという御報告をしています。その後、令和5年4月末時点では57件ウェブ調停を行っており、事件類型としては婚姻関係事件が33件、子の監護事件が23件、遺産分割事件が1件となっています。

全国の数値と比較して特徴的な点としては、子の監護事件について全国では940件と全体の約18%であるところ、当庁では23件で全体の約40%で全国の倍以上の割合となっています。他方で遺産分割事件については、全国では全体の約17%であるところ、当庁では1件で約2%というところが大きく相違しています。この相違について分析したところ、子の監護事件、特に面会交流や子の引渡しについては、遠隔地でありながら表情が見えるウェブ会議の方がより裁判所としても当事者としてもニーズが高い一方で、遺産分割事件は経済事案ですので、特にウェブを活用しなくても電話会議で足りることから活用が少なくなっているのではないかと考えられます。そういう意味では、ウェブと電話と対面のそれぞれの特徴を生かして調停を進めていると考えており、今後もこの実績を踏まえ、利点をアピールして柔軟な調停運営を行うことで、当事者の方に利用しやすい裁判所の実現に繋げていきたいと考えています。

次に、ウェブ会議を当事者にとってより利用しやすいものにするための留意点・工夫点等です。まだ実施していてそれほど改善できたことはあまりないのですが、当事者の方が、年齢やデジタルのスキルに関係なく利用しやすいものとするために、例えば、ウェブ会議を行う際に当事者に対して配布している「ウェブ会議を利用される方へ」という案内書面や操作マニュアルについて視覚的・直感的にするなどしてより分

かりやすいものに改訂していこうということで検討を進めています。

それから、これまでウェブ調停を行う中で、細かい点ではありますが幾つかの気付きが得られています。1つ目としては、調停委員が主に利用するわけですが、調停委員が画面に映ることに対して遠慮がちであったり、抵抗があったりして、カメラからかなり距離を取ってしまいがちだということがありました。画面に調停委員がうまく映っていないとか、遠過ぎてよく見えないという状況があると、ウェブで参加している当事者側が、調停委員に話がきちんと伝わっているのだろうかと不安になる恐れがあるということで、こういうところは改善していかなければならないという気付きがありました。

もう1点、出席当事者と調停委員が話をしやすいように、機材の位置にも気を配る必要があります。ウェブで参加している当事者と裁判所に出頭している当事者がいる場合は、出席当事者と調停委員との間に機材、特にディスプレイを設置しないようにするなど、細かい機材の配置にも気を配る必要があるのではないかと気付きが得られており、今後改善していきたいと考えています。

このような気付きはとても簡単なことではありますが、大切な点でもありますので、ウェブ会議特有の工夫や配慮を今後も行いながら、ウェブ調停の利点が最大限に発揮できるようにしていきたいと考えています。

#### **[事務担当者]**

それでは、議事に入らせていただきます。

#### **[委員長]**

本日のテーマは、「特定少年に対する教育的措置について」です。

昨年4月に少年法が改正され、18歳及び19歳の少年が、特定少年と位置付けられました。これら特定少年は、民法上は成人ですけれども、なお、少年法の適用を受け、20歳以上の大人の刑事事件手続ではなく、家庭裁判所での少年事件手続の枠内に入るということになります。

まずは、当庁の教育的措置の現状等を紹介させていただきます。

#### [説明者]

(パワーポイント資料を用いて、少年事件を取り巻く状況、改正少年法の概要、当庁における教育的措置の現状及び同措置の実情と課題について説明)

#### [委員長]

担当者から特定少年に対する現在の広島家庭裁判所における教育的措置の現状等を御紹介させていただきましたが、今後、特定少年にとって必要な教育的措置とは何かにつきまして、皆様方から御意見を頂戴したいと思っております。

そこで、最初の議題といたしましては、皆様方が実際に社会の中で接しておられる18歳、19歳の成人の実情について、どのようにお考えになってらっしゃるか、昔と違っているかとか、そのようなお話もあるかもしれませんけども、御意見をいただければと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

#### [1 委員]

私はこのお話を聞いた時に、うちの会社に来る子は高卒の子と大卒の子がいるので、大卒の子と高卒の子は何が違うのかなというところをうちの会社の部長達に聞きました。二十歳ぐらいで何か大きな変化があるなというのを私は感じていて、仕事の上で言えば、高卒の子は与えられた仕事は完璧にします。ちゃんと指導していただければきちっとします。それは遜色ない。大卒の子もそうです。では、何が違うかなと思ったら、大卒の子っていうのは与えられた仕事だけじゃなくて、その一歩先ができるんですよね。一歩先を考えることができるというのが、そこは大きな違いです。ただ、その高卒の子も会社に入ってやっている間にそういう素養ができてくる子もいるし、そのままの子もいる。大卒でも同じような子がいますから、そこは一概に言えませんけれども、18歳、19歳というのはものすごく環境が大事で、まだ自分の考えを持つ、責任を持つということですよね、そのような感覚がないのではないかと思います。

高校までは学校の教育が〇×（マルバツ）で行われるじゃないですか。正しいか間違っているかだけ。社会に出ると、正しいか間違っているか、法律なんかは正しいか間違っているかになるのかもしれませんが、会社なんかだと一つのことをやろうと思っても、それが正しいか正しくないかはやってみないと分からないし、正しくなるように自分でやっていかなきゃいけないわけじゃないですか。20歳過ぎた子はそういうことが考えられるけど、18歳ぐらいの子っていうのはそういうのはまだできないかなという感じがものすごくします。だから、任せると大卒の子はどんどん発展していくのですが、高卒の子は言われたことはきちんとしますという状況だから、何か周りの影響を受けやすいとか流されるとか、悪い仲間に乗ってしまったら、もうそういうものだと思ってしまうところがある。私は自分の会社を通してそういう感覚を18、19歳の子と20歳以上の子の違いということで感じたのでお話しさせていただきました。

**[委員長]**

ありがとうございました。実際の会社の関係で御紹介いただき、大変参考になりました。他の皆様方はいかがでしょう。

**[B委員]**

先ほど説明の中で、生活力という話もあったのですが、例えば、自分とか自分の周りが、思考力とか、対人関係スキルとか、法的知識が18歳、19歳の時にあったかなと言ったら決して無かったと思いますね。また、経済力についても、私もそうですし、私の友人も、親の下で過ごさせてもらったというので、ここは決定的な違いがあるのかなと思います。

あと、18歳、19歳の成人の実情についてと言うと、確かに社会に出て働いてないので、誰かに迷惑をかけちゃいけないなみたいな、何となくそういう抑止力みたいなのは何かあったような気がしますし、自分の友人とか今、18歳、19歳のアルバイトの子を見ていても、そういう罪悪感的なものが、そういう抑止力になっているよ

うな印象はあります。

#### [A 委員]

広島修道院という児童養護施設があったと思いますが、そこを卒業された方をケアするアフターケアひかりという施設があります。そこは児童養護施設を卒業された方に、まさに先ほど説明のあった「生活力」としての4つの要素（思考力、対人関係のスキル、経済力、法的知識）についていろいろ懇切丁寧に教えるということをしてされています。ですから、弁護士会の消費者委員会では、消費者問題についてアフターケアひかりに講師を派遣するなどしていますし、児童養護施設で育っている方がお金の使い方が学べてないということで、お金の使い方を分かりやすく説明するとか実演をさせるとかいうことをしていると聞いていますので、そういったアフターケアひかりがやられている講座なり研修なりをぜひ見学に行って、一緒にできるのかとか、あるいは同じようなやり方ができないのかとかいうのを共有していただけたらいいのではないかなと思いました。

あと、説明内で大麻の話が出ましたが、どの犯罪を行ったかによって教育的働きかけは随分と違うと思います。なので、依存症の方はその依存の対象物に頼ってようやく生きることができている方もいると思うので、それをやめなさいというだけではなくて、他の拠り所を作っていってあげないといけないと思うので、そういうのはどういうふうにしたらいいのかというのは、依存症の治療全般に関わることだと思うので、そこはどういう時にやりたくなってしまうのか、お腹が空いた時なのか、仕事が休みの日なのかとか、それをやりたくなる時間に他の何をして過ごすかという非常に細かなフォローが要ると思うんです。例えば、特定非営利法人の「食べて語ろう会」の理事長さんらが御飯を食べさせるような活動をされたのは、薬物などをお腹が空いた時にやりたくなるというお話を聞いたからとも聞いていますので、そういう大麻依存症の方については、そうしたきめ細やかな教育的対応が必要なのかなと思います。

あと、軽犯罪法とかも説明内に話がありましたけど、女性に対する偏見蔑視などで

そういう行為に及ぶとか、外国人に対する差別意識が強い方とか、障害者とか高齢者に対して生きている意味がない、生産性がないといった偏見などが強い方とかいろいろあると思うので、そういった偏見を払拭するのはとても難しいと思いますけれども、そういう特定少年という可塑性に富む年齢だからこそ、何かそういう凝り固まった考えを払拭するロールプレイ等もいろいろあると思うんですけれども、ぜひやっていただきたいなと思いました。

#### [委員長]

事例を細かく分けて、次に予定していた議題（特定少年に対する教育的措置の在り方について）の関係にも御提言をいただいたところでございます。ありがとうございます。

他の皆様方で、次の議題の関係でも構いませんので、いかがですか。

#### [C委員]

公職選挙法上、18歳、19歳について考えてみますと、我々、一般的に主権者教育と申しますが、要するに18歳、19歳の者において主権を行使するという意味がどの程度分かっているかということ、非常にそれは心もとないと思います。直近の統計上のデータがちょっと分かりませんが、投票率的には極めて低い。つまりは、公職選挙法上の選挙年齢引下げに当該年代の方達の意識がついていってない。これは、政府の責任として、啓発、教育というのが行き届いていないというのがあるかと思えます。それで余計なことを申しますと、今の内閣で児童手当の支給を上げるという議論がございます。具体的にいうと18歳まで児童手当を支給する、つまり18歳までは保護者の管理下に置いて扶養すると。政府として国として成人年齢を下げたいのか、そうじゃないのか、18歳は子どもなのか大人なのか、そこが非常に曖昧というか雑に扱っているなと思えます。つまり、18歳以上を一応大人とみなしながら扶養の対象にするというのは一点矛盾しているようにも見えなくない。国として民法年齢を下げた特定少年を作った以上、それに見合う教育もしくは選挙の啓発というか、それら

をもうちょっとした方がいいのではないかなということを目頃から思っています。

#### [G 委員]

学校での話をさせていただくと、18歳の高校生に社会において責任ある主体として自覚を持たせたいということで、選挙管理委員会の方に来ていただいて、主権者教育というところにも視点を置いて、投票する、選挙するというところの学習を、広島市内の市立8校においてやっております。これ以外にもあるか聞いてみたところ、クレジットや契約のトラブル、これらから守っていきたいということで、出前授業を積極的に行っていました。例えば、生命保険会社、消費生活センター、弁護士会等の専門家の方に来ていただいて、消費者教育を再度徹底しているというのは意味があると思っているところです。責任ある主体だという自覚を持たせるために、教育の場においても力を入れているところです。

#### [E 委員]

特定少年だからどうというのは難しいというところがあるなということも思います。犯罪になった裏には、一人ずつの背景があったり、成育歴がもちろんあったり、それから家庭の環境、生活状況があるわけですので、ケース、ケースに応じた教育措置というものがある程度出てくるべきだと思います。説明の中でデータの御紹介がありましたけれど、18歳、19歳の犯罪の特徴にも応じた措置の内容、警察、教育、そういったものを行っていくべきなんだろうと思います。

それと、今回、成人年齢の引下げになった理由というのは、自己決定権の尊重ということが一つあったと思うんですね。そこで、18歳、19歳のところに自己決定権の尊重ということ踏まえた素行に働きかけるような何か教育的措置みたいなものがあったらいいのかなと思います。つまり、18歳、19歳ってそういう年齢なんだよねというところ踏まえたような働きかけがあってもいいのかなと。具体的に何がいいのかは分かりませんが、そう思います。

#### [委員長]



ありがとうございます。

他の皆様方、次の議題の方に入っても構いませんので、御意見ございましたらぜひとも承りたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**[B 委員]**

経済力と対人関係のスキルって結構大事だなと思います。18歳、19歳ぐらいの人達を見ますと、経済力はいかんともしがたいものがあったりとかいろいろな事情があったりはすると思うんです。対人関係とかをコントロールするのっていうのは、きれいごとかもしれませんがでも責任感だったりとか、何か信頼されているというようなところだったりするのかなと想像するんですね。教育的措置の在り方というところを言うと、対人関係のスキルをどうコントロールするかって結構大事なんじゃないかなと個人的に思います。

じゃあ、それをどうコントロールするのか。頼っていいよとか、君にこういう責任あることをやらせようといった、そんなきれいごとで解決できるのかどうなのかが私は現場に接していないのでよく分からないのですが、何かそういう頼られているとか、何かやらなきゃいけない、ちゃんとやらなきゃいけないみたいなのが抑止力になるんじゃないかなと思ったりはするのですが、逆に現場の方とかどう思われているのかなっていうのは聞きたいなと思います。

**[委員長]**

今、お話がございましたけど、実際に現場で少年事件を担当している裁判官や調査官の方で何かありますか。

**[説明者]**

教育的措置の中で、先ほど説明にもありましたように、福祉施設に短時間といいますが数日間行ってもらって、ボランティア活動をしてもらうということもありまして、そういう時は自分がお年寄りの方に頼られていたりとか、あるいはちょっとしたことでお礼を言ってもらえたりとか、それにより自己肯定感が高まるといいますか、

何かすごく気持ちがいいもんだなという体験をしてもらって、それで見方が変わったりとか、コミュニケーションの取り方が変わったりといった例はあると思います。ですので、今おっしゃったように、何か役割を与えたりとか、何か自分のやったことが喜ばれたりとかといった体験を通してそういうところを少しずつ身に付けていってもらえるという部分はあるのかなとは思いますが、実際には、なかなかそんなに長くかけていろいろな働きかけをするというのは難しいものですから、どういうふうにやったらいいのかなというのを日々悩んでいるところです。ですので、何かもうちょっとこういう体験もいいんじゃないのかといったところがありましたら、お知恵を頂戴したいなと思っているところです。

#### [B 委員]

そういうのって割と長続きするものなんですか。一時的に「ありがとうございました。」と言われて、「ああ、頑張ろう。」と思うのは、長続きするものなのか、本当に一時的なものなのか。

#### [H 委員]

それはもうまさに少年によりけりです。何らかの効果があつたかなとこちらは思っていたのに、数か月後に再非行でまた来ることもありますし、それ以降は来ない子もいるので、一概には何とも言えないところです。その辺は調査官の方がよく分かっているかもしれません。

#### [説明者]

特効薬というわけではないと思いますが、彼らのように、これまで、例えば学校へ行ってもあまり居場所がなく勉強もできず、どっちかというとな煙たがられるとか、じっとできないから騒いでいると邪魔者扱いされるといった体験がある子達にとっては、逆に短期間や一瞬のことであっても感謝されるとか、「お前すごい役に立ったよ。」というふうに施設の人や大人から認められてもらう体験というのは、長い目で見ると、彼らにとっては一つの種になったり、そこから「まだまだ俺も捨てたもん

じゃないな。」という意識を持ってもらえたりすればという思いでやっている部分もあります。その子のその後の出会い方でさらに広がっていったらいいなというところもあり、そういう経験をしたということが、どこかでプラスになるのではないかなという思いもありながらやっているところです。長時間ずっと引っ張っていくわけにもいかない中で処分を決めるというのは、裁判所の役割の一つでもありますので、その中で、できる範囲のことをと思いながらやっているのが実情だと思います。

**[B 委員]**

既にもうやられているということはよく分かっていましたので、すいません。ありがとうございます。

**[委員長]**

いえいえ、こちらこそ御質問ありがとうございました。

他に皆様方から、どんなことでも構いませんから、御意見あるいは御質問がございましたらよろしくお願いいたします。

**[A 委員]**

令和3年の委員会で「少年事件の教育的な働き掛けの更なる充実について」というテーマで話し合われた時に、医師の方だったと思うんですけど、被害者の気持ちの理解の問題について、発達障害を抱えるような子ども達に対してかなりアプローチが難しいと考えられ、その辺りを配慮せずに一律に行うことは意味が薄いと思われるとの意見がありました。他にも、発達の問題をどのように考え、どのように働きかけの取捨選択をされているのかというような質問もありまして、そういう点は非常に難しいなと感じながら、ぜひその辺りを考慮していただきたいなと思いました。先ほどの説明内であったように、就労者支援機構を活用して仕事に繋がっているというのはすばらしいことですが、そこでそういった配慮がされているのかどうかは分からないと思われまます。障害関係の療育など受けたことがない方が一般就労に就いていたけれども、なかなか覚えが悪いために怒られて、仕事を辞めるということがあった時に、鑑

別所等でいろいろな検査をされて、療育手帳が取れる方であるとか、精神障害者手帳を取れるかどうかのグリーンゾーンの方であるとか、そういったことが分かったら、もちろん本人がそれを希望するかどうかはありますが、お薬の処方であるとか、障害者雇用を利用するとか、作業所を見学に行くとか、障害者の基幹相談支援事業所に入ってもらって考えるとか、そういった福祉から無縁だった方を繋ぐ方策というものがあってもいいのかなと思いました。また、例えば、何かを見てそれを同じように書き写すことができない方などは、刑務所などでは、作業療法士の方が定期的に通って、作業療法をされてるように聞いています。そういった見る力というか聞く力を育てるというのはそう簡単にはできないとは思いますが、鑑別所にいる間、あるいは少年院にいる間、刑務所にいる間、それから出た後も、そういったものが得られるような世の中がふさわしいのかなと思われ、家庭裁判所に関わっている間だけでもそういったフォローができれば望ましいなと思われれます。

#### [G委員]

再び社会に出てきた後になるんですけども、広島市には広島市立みらい創生高等学校というものがあります。ここにはいろいろな個々の事情を抱えた子ども達が、学びたいという気持ちを持って入ってきます。いろいろなフレキシブルな学びができるようになっていて、登校のコースも午前がいい、午後がいい、夜がいい、あるいは自分は働きながらだから通信がいい、アルバイトしているから、芸能活動しているから、スポーツをやっているからといった、いろいろな事情を持った子ども達が集ってきます。そして、今多いのが不登校事情です。小中学校で不登校だったのだけども、義務教育の年齢はもう終わってしまった。だけど、何とか学び直して高校からもう一度リセットをかけて頑張りたいという子も多く来ています。いろいろな学び方もできるし、今言いましたように、学んでいない、十分足りていない子も、小中学校のところから復習をしながら学び直しもできています。それから、対人関係のスキルという話もありましたが、人と上手に接していくための知識であったりコツであったり

というのを学ぶプログラムやソーシャルスキルの授業も用意しています。また、悩みがあればスクールカウンセラーも常駐しておりますので、そちらの方にしっかりと悩みを聞いてもらうこともできます。自分がこの学校を卒業した後のキャリアデザインというのを思い浮かべながら、必要な単位を取っていきます。単位制の高校なので、5年かけて取ってもいいし、6年かけてもいいし、自分の計画で働きながらでもいい。ゆっくりでもいいから高校卒業の資格を取って、その先に進学をしている子もいれば、もちろん就職していくという子もいます。学ぼうという気持ちがあればいつでもやり直しができるという高校があるということを紹介させていただきます。

また、当然夜間の中学校もありますし、今、民間の受入れ施設というのもたくさんあります。ですので、学びたいという気持ちがあれば、たくさんの受け皿があるよということは、再び社会に出る時に、何なら教育委員会の方にも相談いただいて紹介することができればなということもお伝えさせていただきます。

#### [ I 委員 ]

今のお話すばらしいなと思いました。みんなあまり知らないですからね、そういうこと。ただし、そういう子は学びたいって思ったからそこに行くわけですよ。だから、この子らが学びたい、普通に暮らさなきゃいけないって、そう思えるような働きかけがきっと必要なのだろうと思います。具体的にあれこれ教えてあげても、自分で学びたいと思わなければ行かないし、長い時間かけないとそういうことは可能じゃないので。だから、先ほどおっしゃったように、種はこちらで蒔けても、それをその後、引き継いでやっていく社会が大事なのだろうなど。公的機関であれをやってあげた、これをやってあげたということも大事なんですけど、それに加えて家庭等も大事なのだと思います。まだ保護者が要りますし、そういう学校があるということはきちんと保護してくださるということですから。うまく言えませんが、そういったことが本当はとても大事なんだろうなと思いますので、ここでの、あれをしたらいい、これをしたらいいいという議論は、本当に一時的なものじゃないかなという気がしますね。

**[C委員]**

今おっしゃったことは非常にそのとおりでございます。今回の家庭裁判所として特定少年にどうするのかという話は一場面だと思います。つまり、家庭裁判所としてやることを論じて、それなりの意味はあるんですけど、それだけでは駄目で、おっしゃる社会全体、あるいは教育界全体での話だと思います。今、荒れている人、非行を犯した特定少年だけのためにするというよりも、事情があつてうまくいっていない18歳、19歳の子ども達にいかにか経済的自立を図り、生きる力を与え、経済力や成人としての自覚を持ってもらうか、そういうことを自治体を含めた社会全体で考えていかないと、この問題は解決しません。背景にあるものを考え、それから社会全体として考えるということがあつてこそ、家裁でのいろいろな措置が生きてくると思っていますので、そういう視点がぜひ必要ではないかと思いました。

**[委員長]**

確かにそのとおりです。ありがとうございます。

さらに御意見でも御質問でも、いかがでしょうか。

**[D委員]**

18歳、19歳というのは経済的なものを身に付ける前の時期なので非常に不安定な状況にあるのだと思います。18歳、19歳の成人の実情について、昔と違うところは何かを考えると、昔は、群れてやる人、やるが多かった一方で、今は、結構、個人個人で固まっちゃって、いわゆる引きこもり状態から犯罪に行ってしまうというふうなこともあるので、犯罪前のメンタルケアといった医療サイドから協力できるようなことも大切かと思われます。犯罪する前から指導を行うという、犯罪前の予防的な働きかけということになります。

**[B委員]**

質問でもよいですか。

**[委員長]**

結構でございます。

**[B 委員]**

説明いただいた資料中の「特定少年に対する教育的措置の実情と課題」というところで、「特定少年に特化した教育的措置のメニューがあるわけではない」ということでしたが、これは家庭裁判所から見た時に、そのようなメニューが必要というふうに感じていらっしゃるのでしょうか。

**[委員長]**

調査官の方から説明できますか。

**[説明者]**

基本的な働き掛けとして大きく変わるものではないというスタンスではあるんですけども、特定少年という社会的に成人として扱っていくべき存在に対して、何か家裁として特にできるものがあるのであれば考えていきたいと思っているところでございます。

**[C 委員]**

これは私の勉強のために聞いてみたいのですが、大学生が事件を起こした場合に、大学から処分を受けて、退学になったり、停学になったりしますよね。そうした場合、その学校、大学としてはその後、何もしないものでしょうかね。例えば再チャレンジという意味では、もし状況が整えば、その大学に復学して、学業を全うするというものはないとは言えないでしょうが、その辺、実際の事例でいうと、どういう現状になっているのでしょうか。

どういうパターンが多いのか、退学して不安定な状況になる人が多いのかどうか、その辺がもし分かるんだったら教えてください。

**[委員長]**

これまでの裁判官、調査官の経験で何かありますか。

**[説明者]**

積極的にこちらから大学側に情報提供はしないので、大きな事件を起こしたりとか、あるいは大学内でのトラブルであったりということで、大学側が把握したことで何らかの処分がされるということはあるかなとは思いますが、全ての少年が大学で処分を受けるということではないのだと思います。

**[委員長]**

そうすると、こちらから大学には照会しないので、新聞に載るなどの大きな事件でない限り、あるいは、本人が自主的に言わない限りは大学は知らないということなのですね。

**[説明者]**

あまりにインパクトの大きいことをすれば知られることになりますけれども、あえてこちらから知らせることはないです。

**[C委員]**

家裁における調査の関係で、その所属先に対して照会したり尋ねたりはあるような気もするんですけど今の所属先に何も連絡をせずに家裁だけで判断をすることになっているのでしょうかね。大学生であれば、所属大学に照会したり尋ねたりということはあるような気もするんですけど、全然知らせずにやるのは逆に難しいかなと思うんですけど、どうでしょうか。

**[委員長]**

いかがですかね。

**[説明者]**

学校生活の実情等についてであれば、本人や親の方から話を聞くことになると思います。あとは大学側が特に何らかの事情を把握しているという状況があった場合に、本人も納得の上で大学側に照会するということはあるのかもしれませんが、実情としては、あまり例がないかと思います。就労先の方であれば、少年が事件を起こしたということが分かっている、引き続き雇用しますという場合に、手続や調査に来ていた



だいたりとか、お話を聞いたりとか、あるいは審判に立ち会っていただくというようなことは、中にはあるとは思いますが。学校関係者ということになると、中学生だと義務教育でもあるので生徒指導の先生に立会いをお願いすることになりますが、高校や大学ということになると、積極的にこちらから何か情報を提供し、あるいは情報収集のために積極的に接触するということはしてないというふうに思います。

#### [H委員]

実情として大学生の事件というのはほとんどないですし、あっても割と軽微で審判にもならないような事件だったりするのかなというのがあります。ですので、基本的には大学生に関して大学に何か照会するということはやっていないのかなと思います。よほど大きな事件、それこそ新聞に載るような事件を起こしたら別で、そういう場合は大学も知ってしまうのでそれなりの処分を受けることにはなるのかなと思うんですが。どちらにしても、大学生の事件は非常に少ないというふうに思っています。

#### [委員長]

いかがでしょうか。このような説明でよろしかったですか。他の皆様方、御意見、御質問がありますでしょうか。

#### [A委員]

特定少年に対する教育的措置という話ではないですけど、私はホームレスのシェルターを運営してまして、そちらはもともと生活困窮者の支援としてシェルターを作ったのですが、蓋を開けてみると刑務所から出て来られた方が入りたいということで、結構な割合で入っていらっしゃいます。もちろん執行猶予判決が出たその日に入りたいという国選弁護人からの連絡もあり、教育的措置は何もできないんですけど、シェルターに入らせていただくことはできます。少年に対してふさわしいかどうかはまたそれぞれ考えがおありかと思いますが。生活保護の申請に同行して、生活保護申請をしてシェルターに入って、生活保護決定が出たらアパートをその方の名前で借りるのです。保証会社の審査に通る必要がありますけれども、個人の保証人がい

なくてもアパートを借りることができます。生活保護の関係では、若い方について就労の指導を行います。ハローワークの方が各福祉事務所へ行って、その方の就職に繋げるお仕事をされていますので、就労の指導もされます。そういう形で就職に繋がっている方はたくさんいらっしゃるし、働いても収入の足りない部分だけ、例えば生活保護費が5,000円だけ出るとか、あるいは収入が生活保護基準を超えた場合には生活保護が一旦停止になって、その後廃止になる手続があります。犯罪を起こされた方もいつかは刑務所から出て来られて、そういったシェルターに入って、生活保護申請して、アパートを借りて、そこに住民票を移して、携帯電話の信用情報がブラックになっている方についてはリスタート携帯というのを作る手伝いをする。携帯電話と家がないと就職先が見つかりません。住み込みの仕事もちろんあればいいんですけども、住み込みの仕事って仕事のジャンルが随分限られて、住む地域なども限られてくると思いますので、仕事を探しやすくするという意味では自分の名前でアパートを借りて、自分の就労の中からアパート代を払うということが必要になります。ハローワークにも関与してもらいながら、仕事探しの面も含めてそういうシステムになっていることを紹介しておきます。

#### [委員長]

貴重な御意見ありがとうございます。他に何か皆様方から御意見、御発言がございましたでしょうか。

#### [1 委員]

今は少年法の話ですけど、犯罪を行った大人の方は刑務所に入られますよね。刑務所ってというのは何をしているのですか。そういうことは、私達はあまり知らないんじゃないですか。だから、社会の人達が見て、刑務所ではこういうことをするんだなというのがある程度分かると、もうちょっと刑務所から出てきた人達に対する意識が変わるんだろうなと。漠然としたイメージで、何か前科者みたいに思っているところがあると思います。

例えば、うちの社員が何か大きな事件を起こしたら、やっぱり普通はクビにしますよ。会社の名誉を守らないといけないという感じになるだろうと思います。そういう風潮が再生しようとしている人を駄目にしていくんだらうかということも考えると、刑務所で何をされているのか、刑務所に入れる目的が何かを知りたいと思いました。

**[委員長]**

目的はやはり、罪を償うというところがあります。ただ、実は、今後また法律が変わる予定ですが、あくまでも懲役、懲らしめという観点だけではなくて、更生と言いますか、社会に復帰したときに真人間としてやっていくという教育を施すという、そういう意味合いを強くしようという流れも来ております。基本的には、刑務所の中で一生懸命、一定期間いろいろな刑務作業をして、そこで働くのが中心にはなりますけれども、その間に、例えば、こういう犯罪を行ったら被害者がどう思うかといった被害者教育といったこともしますし、場合によっては出所した後の資格を取るための勉強をする、そういうプログラムもあるようです。そして、刑務所を出た人達を更生のために雇うという法務省からの委託を受けて、そういう刑務所を出た人達を積極的に雇って仕事をさせて更生に協力する、そういう会社も幾つかあるようです。ですが、実際問題、真面目に仕事をする人ばかりではなく、苦勞するところはあるみたいですね。かいつまんで言うと、刑務所での更生関係として、そんなようなことをしていると承知しています。

**[ I 委員]**

すいません。そういうところに何かヒントがあるのかなと思って、お聞きしてしまいました。

**[委員長]**

少年や特定少年も事件によってはもう成人と同じような裁判を受けて、刑務所に行くことになりますので、決して無関係な話ではないはずです。ありがとうございました。時間のほうも大分迫ってきておりますけれども、最後に何か御発言がございます

でしょうか。

#### [C委員]

大学生の犯罪が少ないという話でしたけど、手元で調べてみたところ、特殊詐欺で、大学生、特に未成年の大学生が検挙されるケースが全国的に増えているそうです。時代を反映する形での犯罪、事例もありますので、大学生の犯罪は、絶対数としては少ないかもしれませんが、そうした報道されるケースは増えてるということは付け加えておきます。

#### [委員長]

そこは確かにおっしゃるとおり、私も刑事裁判を担当していた際に、特殊詐欺の共犯者となっている事案も幾つかありましたね。御紹介、ありがとうございます。本当に今回、皆様方の御意見をお伺いいたしまして、私はずっと刑事裁判ばかり担当してきたものですから、18歳、19歳の人達に対する私の見方が、実際に社会の現場におられる皆様方と違うところがあるなと思い、非常に感銘を受けたところでございます。今日いただいた御意見をしっかり踏まえまして、教育的措置をどうするかということをもたいろいろ考えたいと思っております。

いろいろと貴重な御意見をたくさんいただきまして、どうもありがとうございました。これで意見交換を終わりたいと思います。

### 6 次回日程及びテーマ

#### (1) 次回開催日時

令和5年12月6日(水) 午後3時

#### (2) テーマ

利用しやすい家庭裁判所